

2023（令和5）年度事業計画書

令和5年5月1日から令和6年3月31日

公益財団法人 大塚芳満記念財団

事業の概要

1. 医学・歯学・薬学・栄養学分野への奨学援助

本事業は、徳島県の医学、歯学、薬学及び栄養学分野の更なる発展を願うため、勉学・研究等に励む有能なる大学生及び大学院生に対し奨学援助を行い、徳島県の医学、歯学、薬学及び栄養学の更なる発展並びに国民福祉の向上に寄与し、社会有用な人材を育成することを目的として、本事業を実施する。

1) 助成の公募

毎年1回、「助成応募要項」を作成し、各大学等を訪問の上、制度の説明を行うとともに大学内での周知を依頼。各大学のホームページを通じ公開・公募し希望者を募る。

募集期間：11月～2月末まで

2) 選考方法

選考は各大学の医学、歯学、薬学及び栄養学の分野毎に、それぞれの大学学部等の選考委員による第一次選考を行い、推薦された者を対象に、当財団において第二次選考委員会（最終選考）を開催し、奨学金受給者を決定する。

第一次選考：3月に各大学の教授会から委任された選考委員会にて第一次選考委員会を開催し、推薦順位を決定のうえ当財団あて推薦する。

第二次選考：4月末までに各大学からの推薦を受け、6月上旬に当財団の理事、評議員による第二次選考委員会（最終選考）を行い、受給者を決定する。

3) 奨学生の令和5年度採用予定数

徳島大学	医学分野	6名
	歯学分野	4名
	薬学分野	4名
	栄養学分野	3名
徳島文理大学	薬学分野	4名
	人間生活科学部栄養分野	2名
四国大学	生活科学部栄養分野	2名
合計		25名

4) 奨学金の額

1人50万円(前期25万円、後期25万円)。給付型奨学金につき返済不要

2. 高校生等に対する奨学援助

1) 趣 旨

本事業は、徳島県内の高校生等のため、①大学進学のための奨学援助、②高校生活を送るための就学援助、③専門高校生等の農業・林業・水産業の担い手（夢の実現）を援助するほか、④視覚・聴覚支援学校生等の就学・就活を応援すべく奨学援助事業を実施するもので、社会有用な人材の育成と学術の振興に寄与することから、本事業を実施する。

2) 助成の公募

毎年1回、「奨学助成応募要項(高校生等対象事業)」及び要項案内小ポスターを作成の上、各高等学校等に送付し、校内での周知を依頼するとともに当財団のホームページを通じ公開・公募し希望者を募る。

3) 募集案内と申込期間

募集案内 令和5年5月8日（月）

申込期間 6月15日（木）～7月中旬に申請書類を所属高校等へ提出。各高等学校にて取りまとめ、7月31日（月 消印有効）までに当財団に提出する。

4) 選 考

当財団の選考委員による第一次選考委員会及び第二次選考委員会（最終選考）により受給者を決定する。

〈第一次選考〉：

7月上旬に第一次選考委員会（書類選考）を開催、一次合格者を決定する。

〈第二次選考〉：

8月29日（火）10時から、ザ・グランドパレスホテルにおいて、当財団の指定するテーマで「作文」を書かせるとともに面接を実施し、最終合格者は8月31日（木）までに決定し、郵便で学校長宛合否を通知する。

選考に当たっては、「経済的支援必要度を優先」します。

5) 令和5年度の区分と助成人数・助成金額

A 高校生等の大学進学援助 ・・・・約15人 1名当たり50万円
（うち大学入学支度金20万円含む。）

B 高校生等の就学援助 ・・・・約15人 1名当たり30万円

- C 農林水産業担い手援助・・・約 5 人 1 名当たり 30 万円
 - D 視覚・聴覚支援学校生等の就学・就活援助・・・約 2 人 1 名当たり 30 万円
- (上記の奨学金は、給付型奨学金につき返済不要である。)

6) 奨学助成対象者

- ・高校 3 年次・高専 5 年次対象。
- ・経済的支援の必要な者
- ・世帯の総収入が前年 700 万円以下の世帯

7) 奨学金の支給

令和 5 年 9 月中旬に 30 万円を支給。ただし、農林水産業助成対象者には、「担い手に着手したこと」を書面により確認のうえ、令和 6 年 3 月下旬に支給する。なお、大学進学助成対象者には、大学合格を確認後、令和 6 年 3 月に大学入学支度金 20 万円を支給する。

3. スポーツ奨励援助

本事業は、徳島県内の優秀スポーツ選手に対し、スポーツ奨励金を支給するもので、今後の更なる活躍を期待するとともに本県スポーツ界の振興・発展に寄与し、もって青少年の心身の育成に資することを目的として、本事業を実施する。

1) スポーツ奨励金の選考

申請書類に学校長の推薦書を添付し、(公財)徳島県スポーツ協会の第一次選考委員会の選考を経て、当財団の理事、評議員による第二次選考委員会(最終選考)において受給者を決定する。

2) スポーツ奨励金の令和 5 年度採用予定数と支給額

徳島県内に在籍する高校・大学生のうちスポーツ優秀な選手又団体 5 名

- ・ 個人 30 万円、団体 50 万円を 2 期に分け支給する。

(この奨励金は、給付型奨学金につき返済は不要である。)

3) 「奨学金」並びに「スポーツ奨励金」受給者の 2 つの義務

- ① 奨学金受給者並びにスポーツ奨励金受給者は、奨学金等伝達式(9 月 20 日(予定)開催)に必ず本人が出席しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合を除く。

- ② 卒業後は、3 か月以内に当財団指定の「卒業・修了後の活動状況報告書」を事務局あて提出すること。なお、住所を変更した際には連絡先をメール等により事務局宛連絡すること。

4. その他

1) スポーツ振興事業の充実

昨年に引き続き、スポーツ振興事業の改正規則により、「特定費用準備資金」を活用して奨学生数を増やし県内スポーツの活性化を図る。

2) 奨学金等受給者伝達式の開催

- ・ 日 時 令和5年9月20日(水) 9時30分～10時20分 予定
- ・ 場 所 徳島グランヴィリオホテル
- ・ 内 容
 - ①医学・歯学・薬学・栄養学奨学金受給者の表彰・記念品贈呈
 - ②スポーツ奨励金受給者（高校生・大学生等）の表彰・記念品贈呈

5. 役員会等の開催

1) 理事会の開催

- ◇ 通常理事会 令和5年5月中旬 10時～
 - ①令和4年度事業報告書（案）の件
 - ②令和4年度収支計算書（案）、正味財産増減計算書（案）、同内訳書（案）、財産目録（案）、貸借対照表（案）の件
 - ③次回定時評議委員会開催日時の件
（理事会開催から2週間以後に設定）
 - ④特定費用準備資金の執行案等の件
 - ⑤その他

- ◇ 臨時理事会 令和5年6月8日（木） 13時～
 - ①特定費用準備資金の執行案の件
 - ②その他

- ◇ 臨時理事会 令和5年9月20日(水) 9時～

- ◇ 臨時理事会 令和6年2月中旬ごろ 10時～
- ①令和6年度事業計画書（案）の件
- ②令和6年度収支予算書（案）の件
- ③その他

□ 定時評議員会 令和5年6月8日（木） 10時～

①令和4年度事業報告書（案）の件

②令和4年度収支計算書（案）、正味財産増減計算書（案）、同内訳書（案）、財産目録（案）、貸借対照表（案）の件

③役員改選の件

④その他

- ◇ 臨時評議員会 令和6年2月中旬ごろ 10時～
- ①令和6年度事業計画書（案）の件
- ②令和6年度収支予算書（案）の件
- ③その他

以上